

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試 行要領 平成25年6月25日 25建企第199号 最終改正 平成25年8月13日 25建企第294号 1 目的 略 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 若手技術者 公告日時点において35歳未満の技術者（共同企業体においてはその代表構成員の技術者）で、建設工事の適正な履行を確保するために、現場指導員により指導が必要な者をいう。 (2) 略 3 適用範囲 ～ 6 技術資料の提出 略 7 配置予定技術者の取扱い（若手技術者により申請しない場合） (1) ～ (4) 略	長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試 行要領 平成25年6月25日 25建企第199号 1 目的 略 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 若手技術者 公告日時点において35歳未満の技術者（共同企業体においてはその代表者の技術者）で、建設工事の適正な履行を確保するため、現場指導員により指導が必要な者をいう。 (2) 略 3 適用範囲 ～ 6 技術資料の提出 略 7 配置予定技術者の取扱い（若手技術者を専任としない場合） (1) ～ (4) 略

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
8 配置予定技術者の取扱い（若手技術者により申請する場合） （1）略 （2）同一の総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札においては、<u>配置予定技術者の申請は1名とする。なお、共同企業体の場合は、代表構成員は1名とし、その他構成員については2名までとする。</u> （3）～（4）略 9 現場指導員の取扱い及び職務 （1）～（4）略 （5）現場指導員は、段階確認及び施工プロセスチェック時の指導を必ず含むものとし、指導内容計画書（様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（5）関係）を施工計画書と併せて提出し、発注者の確認を受けるものとする。 （6）現場指導員は、前号の規定に基づき技術指導を行った場合は、その日の翌日から3日（休日を除く。）以内に指導内容報告書（様式第9号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係）によりその指導内容を監督職員あて報告しなければならない。	8 配置予定技術者の取扱い（若手技術者を専任とする場合） （1）略 （2）同一の総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札においては、<u>若手技術者の申請は1名までとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員1名までとする。</u> （3）～（4）略 9 現場指導員の取扱い及び職務 （1）～（7）略 （5）現場指導員は、段階確認及び施工プロセスチェック時の指導を必ず含むものとし、指導内容計画書（様式第7号（若手技術者育成型試行要領9（5）関係）を施工計画書と併せて提出し、発注者の確認を受けるものとする。 （6）現場指導員は、前号の規定に基づき技術指導を行った場合は、その日の翌日から3日（休日を除く。）以内に指導内容報告書（様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係）によりその指導内容を監督職員あて報告しなければならない。

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(7) 略	(7) 略
(8) 現場指導員は、当該建設工事以外の建設工事（ <u>2,500万円以上</u> ）の主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできない。	(8) 現場指導員は、当該建設工事以外の建設工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできない。
(9) ～ (12) 略	(9) ～ (12) 略
10 技術資料の審査 ～ 11 入札 略	10 技術資料の審査 ～ 11 入札 略
12 入札実施における特例 (1) ～ (7) 略	12 入札実施における特例 (1) ～ (7) 略
(8) 長崎県建設工事苦情処理手続要綱第6条第1項中「7日（休日を除く。）」を「2日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。 <u>ただし競争参加資格に対する苦情申立てに係る回答に限る。</u>	(8) 長崎県建設工事苦情処理手続要綱第6条第1項中「7日（休日を除く。）」を「2日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。
(9) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条2項（2）の配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）を若手技術者により申請する場合、 <u>配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第7号（若手技術者育成型試行要領12（9）関係）に読み替えるものとする。</u>	(9) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条2項（2）の配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）を配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第6号（若手技術者育成型試行要領12（9）関係）に読み替えるものとする。
13 入札の無効 ～ 15 開札 略	13 入札の無効 ～ 15 開札 略

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
14 落札決定 (1) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者）により申請しない場合）に係る通知書（様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）により行わなければならない。ただし、若手技術者を配置予定技術者として申請した場合はその配置予定技術者の専任及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者）により申請する場合）に係る通知書（様式第11号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）により行わなければならない。 落札仮決定者が上記期限内に通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することまたは若手技術者の専任、現場指導員を配置することができないものとみなす。 (2) ～ (6) 略 17 入札の無効 ～ 21 その他 略 22 施行期日 この要領は、平成25年 7月 1日から施行する。 この要領は、平成25年 8月13日から施行する。	14 落札決定 (1) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者を専任とし）ない場合）に係る通知書（様式第9号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）により行わなければならない。ただし、若手技術者を配置予定技術者として申請した場合はその配置予定技術者の専任及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者を専任とする場合）に係る通知書（様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）により行わなければならない。 落札仮決定者が上記期限内に通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することまたは若手技術者の専任、現場指導員を配置することができないものとみなす。 (2) ～ (6) 略 17 入札の無効 ～ 21 その他 略 22 施行期日 この要領は、平成25年 7月 1日から施行する。

様式第7号 (若手技術者育成型試行要領12 (9) 関係)

改正後

様式第6号 (若手技術者育成型試行要領12 (9) 関係)

現行

様式第7号 (若手技術者育成型試行要領12 (9) 関係)

改正後

様式第6号 (若手技術者育成型試行要領12 (9) 関係)

現行

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後		現行
様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（5）関係）		様式第7号（若手技術者育成型試行要領9（5）関係）
様式第8号（若手技術者試行要領9（5）関係） 指導内容計画書 年 月 日 監督職員 様 現場指導員 若手技術者 年 月 日 下記建設工事について、当該建設工事の進行を確保するために必要な指導者を下見のとおり お送りしますので報告します。 記 1. 工事番号 2. 工事名 3. 指導内容		様式第7号（若手技術者試行要領9（5）関係） 指導内容計画書 年 月 日 監督職員 様 現場指導員 若手技術者 年 月 日 下記建設工事について、当該建設工事の進行を確保するために必要な指導者を下見のとおり お送りしますので報告します。 記 1. 工事番号 2. 工事名 3. 指導内容

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
様式第9号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係） 様式第9号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係） 指導内容報告書 監督職員 様 年 月 日 現場指導員 若手技術者 指導内容 下記建設工事について、当該建設工事の適正な履行を確保するために必要な技術指導を下記のとおり行いましたので報告します。 記 1. 工事番号 2. 工事名 3. 指導年月日 4. 指導内容	様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係） 様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係） 指導内容報告書 監督職員 様 年 月 日 現場指導員 若手技術者 指導内容 下記建設工事について、当該建設工事の適正な履行を確保するために必要な技術指導を下記のとおり行いましたので報告します。 記 1. 工事番号 2. 工事名 3. 指導年月日 4. 指導内容

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行												
様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 平成 年 月 日 住所 氏名又は名称 代表者名 印 受託責任者 様 配置予定技術者（若手技術者育成型）に係る通知書 平成 年 月 日付け 第 号により落札者決定通知書のありました 下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試 行要領に基づき下記のとおり通知します。 なお、下記の内容については事実と相違ないことを断言します。 記 1. 工事番号 第 号 2. 工事名 3. 工事場所 市（郡） 町 地内 4. 工事日数 日 5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可 <table border="1"> <tr> <td>可</td><td>能</td></tr> <tr> <td colspan="2">配置予定技術者の氏名</td></tr> <tr> <td>不</td><td>可能</td></tr> </table> ※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内にご記載すること。 (例) ☐ 可 ☐ 可能	可	能	配置予定技術者の氏名		不	可能	様式第9号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 様式第9号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 平成 年 月 日 住所 氏名又は名称 代表者名 印 受託責任者 様 配置予定技術者（若手技術者育成型）に係る通知書 平成 年 月 日付け 第 号により落札者決定通知書のありました 下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試 行要領に基づき下記のとおり通知します。 なお、下記の内容については事実と相違ないことを断言します。 記 1. 工事番号 第 号 2. 工事名 3. 工事場所 市（郡） 町 地内 4. 工事日数 日 5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可 <table border="1"> <tr> <td>可</td><td>能</td></tr> <tr> <td colspan="2">配置予定技術者の氏名</td></tr> <tr> <td>不</td><td>可能</td></tr> </table> ※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内にご記載すること。 (例) ☐ 可 ☐ 可能	可	能	配置予定技術者の氏名		不	可能
可	能												
配置予定技術者の氏名													
不	可能												
可	能												
配置予定技術者の氏名													
不	可能												

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
様式第11号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 様式第11号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 平成 年 月 日 契約担当者 様 住所 番号又は名称 代表者名 印 配属予定技術者（若手技術者）の氏名 平成 年 月 日付 第 号 下記工事に係る配属予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領に基づき下記のとおり通知します。 なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。 記 1. 工事番号 第 号 2. 工事名 3. 工事場所 市（郡） 町 地内 4. 工事日数 日間 5. 配属予定技術者（若手技術者）の氏名 6. 現場指導員の氏名 ※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。 (例) ☐ 可能	様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係） 平成 年 月 日 契約担当者 様 住所 番号又は名称 代表者名 印 配属予定技術者（若手技術者）の氏名 平成 年 月 日付 第 号 下記工事に係る配属予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領に基づき下記のとおり通知します。 なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。 記 1. 工事番号 第 号 2. 工事名 3. 工事場所 市（郡） 町 地内 4. 工事日数 日間 5. 配属予定技術者（若手技術者）の氏名 6. 現場指導員の氏名 ※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。 (例) ☐ 可能

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
別紙 総合評価落札方式（若手技術者育成型）契約書約定事項 略 別紙 「総合評価落札方式（若手技術者育成型）落札者決定基準」別紙参照	別紙 総合評価落札方式（若手技術者育成型）契約書約定事項 略 別紙 「総合評価落札方式（若手技術者育成型）落札者決定基準」別紙参照